

ひとり親家庭の皆さんへ

「児童扶養手当」・「ひとり親家庭医療費助成」のお知らせ

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるため、「児童扶養手当制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」があります。

※どちらの制度も受給資格者としてあらかじめ認定を受ける必要があります。

児童扶養手当の
現況届について

児童扶養手当を受給されている方は、毎年「現況届」を提出する必要があります。提出期限は、8月30日（金）です。認定を受けている方（支給停止中の方）は書類を送付しますので、必ず提出してください。提出されない場合、11月分以降の手当が差し止められます。また、現況届を2年度分提出されない場合は、受給資格が喪失します。なお、7月以降に新規申請された方は、今年の現況届の提出は必要ありません。

児童扶養手当とは

18歳に達する日以降の最初

の3月31日までの間にある児童を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に支給される手当です。ただし、請求者および同居家族の所得によって支給制限があります。

■支給月

8月（4月～7月分）
11月（8月～10月分）
1月（11月～12月分）
3月（1月～2月分）

※手当の支給開始は、申請書を提出した月の翌月からとなり、11月分からは、各2か月分を年6回奇数月に支給します。

■支給額

毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額が改定されるため、4月分から下表のとおりになりました。

	全部支給（月額）	一部支給（月額）
第1子	42,910円	42,900円～10,120円
第2子	10,140円	10,130円～5,070円
第3子以降	6,080円	6,070円～3,040円

ひとり親家庭医療助成
受給者証の更新手続き
について

ひとり親家庭医療費の助成を受けている方は、毎年、更新の手続きが必要です。手続きの期限は、8月15日（木）です。受給されている方には書類を送付しますので、必ず手続きをしてください。

ひとり親家庭医療費助成
度とは

母子家庭の母、父子家庭の父および児童が、医療保険により医療機関等で診療を受け

母子・父子・寡婦家庭の皆さん

お子さんの入進学に必要な
資金計画はお済みですか？

県では、母子・父子・寡婦家庭のお子さんの入・進学に必要な資金計画についてご相談に応じています。

母子・父子・寡婦福祉資金
貸付限度額の例

●公立高校・自宅通学の場合●

○修学資金 月額27,000円

※日本学生支援機構および他の公的機関からの奨学金の貸与を受けている方には、本資金貸付限度額までの差額分を貸し付けます。

○就学支度資金 15万円

■問い合わせ

山梨県中北保健福祉事務所 福祉課
☎055-237-1418

た場合、医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。

■支給要件

・18歳以下の児童を養育しているひとり親であること。
・申請者が市内に住民登録されていること。

・申請者の平成30年分の所得税が非課税であること。

※扶養義務者と同居している方はその方にも所得制限があります。

※所得税が課税されている方でも、所得税法の一部改正（16歳未満の扶養控除廃止と特定扶養親族の範囲縮小）がないものとして計算した場合に非課税であれば受給できます。

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当
（内線174・175）

* 山梨市ファミリーサポート
入会説明会 *

山梨市在住の3ヶ月小学校6年生までのお子さんを送迎、お預かりします。入会しておくと安心です。

■日時

7月2日（火）・21日（日）
10時30分～11時30分

■場所

二コリ3階
にら★ちび 和室

■問い合わせ

山梨市ファミリーサポートセンター事務局
（子育て支援センター内）
☎23・7676

場所	日時	料金
まかせて会員宅 おねがい会員宅 送迎	全日 7～19時 (時間外は応相談)	平日 700円/時間 休日 800円/時間 (+交通費35円/1km) ※市で半額助成があり 実質：平日350円 休日400円
子育て支援センター (未就園児の場合)	火～日曜日 祝日 9～17時 (月曜日は休館日)	

※入会受付は随時行っています。